

令和8年度 財源率及び事務費

1 短期経理

区分	掛 金				負 担 金						合計	
	短期掛金	介護掛金	子ども掛金	掛金計	短期負担金	公的負担	調整負担金	介護負担金	子ども負担金	負担金計		
40歳未満及び65歳以上の組合員	一般・特定消防組合員・市長・特別職	50.10	—	1.15	51.25	50.10	0.82	0.05	—	1.15	52.12	103.37
	職員団体の事務に従事する組合員	50.10	—	1.15	51.25	50.10	0.82	* 0.05	—	1.15	52.12	103.37
	共済組合の職員である組合員	50.10	—	1.15	51.25	50.10	—	* 0.05	—	1.15	51.30	102.55
	派遣職員（在職派遣職員）	50.10	—	1.15	51.25	50.10	0.82	0.05	—	1.15	52.12	103.37
40歳以上65歳未満の組合員	一般・特定消防組合員・市長・特別職	50.10	7.70	1.15	58.95	50.10	0.82	0.05	7.70	1.15	59.82	118.77
	職員団体の事務に従事する組合員	50.10	7.70	1.15	58.95	50.10	0.82	* 0.05	7.70	1.15	59.82	118.77
	共済組合の職員である組合員	50.10	7.70	1.15	58.95	50.10	—	* 0.05	7.70	1.15	59.00	117.95
	派遣職員（在職派遣職員）	50.10	7.70	1.15	58.95	50.10	0.82	0.05	7.70	1.15	59.82	118.77
後期高齢者医療に加入する組合員	2.32	—	—	2.32	2.32	0.82	—	—	—	3.14	5.46	

① 「標準報酬月額（短期）」又は「標準期末手当等の額（短期）」に対する千分率（‰）

② 負担金のうち*は地方公共団体が負担しない。

③ 「子ども掛金」「子ども負担金」は、令和8年4月から始まる「子ども子育て支援金制度」の掛金・負担金を略したものです。

2 厚生年金保険経理

区分	組合員保険料	負 担 金			合計	追加費用
		厚生年金	公的負担	負担金計		
一般・特定消防組合員・市長・特別職	91.5	91.5	39.9	131.40	222.90	8.2
職員団体の事務に従事する組合員	91.5	91.5	39.9	131.40	222.90	8.2
共済組合の職員である組合員	91.5	91.5	—	91.50	183.00	* 6.7
派遣職員（在職派遣職員）	91.5	91.5	39.9	131.40	222.90	8.2
継続長期組合員（退職派遣職員）	91.5	91.5	39.9	131.40	222.90	8.2

① 「標準報酬月額（厚生年金）」又は「標準期末手当等の額（厚生年金）」に対する千分率（‰）
ただし追加費用は、4月1日現在の標準報酬月額の総額に12を乗じた額に対する割合

② 追加費用のうち*は地方公共団体が負担しない。

3 退職等年金経理（年金払い退職給付）

区分	掛金	負担金	合計
一般・特定消防組合員・市長・特別職	7.5	7.5	15.0
職員団体の事務に従事する組合員	7.5	7.5	15.0
共済組合の職員である組合員	7.5	7.5	15.0
派遣職員（在職派遣職員）	7.5	7.5	15.0
継続長期組合員（退職派遣職員）	7.5	7.5	15.0
後期高齢者医療に加入する組合員	7.5	7.5	15.0

「標準報酬月額（退職給付）」又は「標準期末手当等の額（退職給付）」に対する千分率：‰

4 経過的長期経理

区 分	負担金	追加費用
一般・特定消防組員・市長・特別職	0.0869	1.4
職員団体の事務に従事する組員	—	1.4
共済組合の職員である組員	0.0869	* 1.1
派遣職員（在職派遣職員）	0.0869	1.4
継続長期組員（退職派遣職員）	0.0869	1.4
後期高齢者医療に加入する組員	0.0869	1.4

① 「標準報酬月額（退職給付）」又は「標準期末手当等の額（退職給付）」に対する千分率：％。
ただし追加費用は、4月1日現在の標準報酬月額の総額に12を乗じた額に対する割合

② 追加費用のうち*は地方公共団体が負担しない。

5 保健経理（福祉）

区 分	掛金	負担金	計
一般・特定消防組員・市長・特別職	1.37	1.37	2.74
職員団体の事務に従事する組員	1.37	1.37	2.74
共済組合の職員である組員	1.37	1.37	2.74
派遣職員（在職派遣職員）	1.37	1.37	2.74
特定健診等費用：組員一人あたり		186円/年	

① 「標準報酬月額（短期）」又は「標準期末手当等の額（短期）」に対する千分率：％

② 継続長期組員（退職派遣職員）の特定健診等費用は地方公共団体が負担しない。

6 業務経理

区 分	負担金
事務費：短期組員及び 後期高齢者等短期組員	285円/月
事務費：上記以外	513円/月
子ども・子育て拠出金	3.6%

① 事務費は組員一人あたりの費用

② 子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の区分中「一般・特定消防組員・市長・特別職」以外の組員について、標準報酬月額（厚年）及び標準期末手当等の額（厚年）の総額に子ども・子育て拠出金率を乗じた額が事業主の負担額である。